

大阪府監査委員告示第64号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成28年10月31日

大阪府監査委員	大西	寛文
同	山本	浩二
同	岸本	佳浩
同	森田	秀朗
同	土井	達也

委員意見に対する措置

（府への特定寄附における課題について）

監査対象機関名	一般財団法人大阪府タウン管理財団	
監査実施年月日	委員 平成25年1月11日 事務局 平成24年11月20日から同月22日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>財団法人大阪府タウン管理財団（以下「財団」という。）は、「大阪府財政構造改革プラン（案）」[平成22年10月]において、「平成23年度以降の早期に」、財団法人大阪府都市整備推進センター（現在は、公益財団法人大阪府都市整備推進センターへ移行）と統合を行うこととされ、財団の中期経営計画（平成24年6月策定）には、平成25年度に、府に150億円の特定寄附を行うことを見込んでいる。</p> <p>しかし、当面、150億円全額を履行することは困難な状況にあるため、現在寄附を受ける府の平成25年度当初予算の一般歳入予算案では、80億円の特定寄附を計上することとしており、残りの70億円については、現時点では時期等が確定していない。</p>	<p>平成25年度に80億円、平成26年度に20億円、平成27年度に50億円の特定寄附を実施し、総額150億円の大阪府への特定寄附を行った。</p>